

一般社団法人日本ボッチャ協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 「将来構想」を策定し、競技力向上と普及に寄与することを目的として、当協会の組織が目指すビジョンを設定している。当該構想に基づき、「日本ボッチャ協会2020 - 2030年未来構想ver1（中長期重点取組事項）」を策定している。 (2) 「日本ボッチャ協会2020 - 2030年未来構想ver1（中長期重点取組事項）」を、当協会ホームページにて公表している。 (3) 同計画の中の「2020~2030年中期重点取組事項」として、①競技力向上、②組織強化（組織体制、財務、ガバナンス等）、③普及・マーケティングの3項目を挙げ、それを基にアクションプランを策定している。また、計画策定に当たっては、役職員や協会の関係者、監事である顧問弁護士から幅広く意見を募る他、専門チームを作り、計画のブラッシュアップについて検討している。 【中長期計画】https://www.japan-boccia.com/organization/	1.日本ボッチャ協会2020 - 2030年未来構想ver1（中長期重点取組事項） 58-1.議事録
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 当協会の中長期計画における「2020~2030年中長期重点取組事項」として、①競技力向上、②組織強化（組織体制、財務、ガバナンス等）、③普及・マーケティングの3項目を挙げ、それを基にアクションプランを策定しており、普及・マーケティングに力を入れることで、会員増加を図ることで、財政基盤のより一層の安定化を目指している。 また、大会運営や講習会実施、さらに人材の育成システムを構築するなど、当協会の業務遂行に必要な専門性を備えた人材の確保（採用）・育成のため、助成金の活用により、人材の確保及び育成に務め、さらに、「人材育成計画」を策定した。 (2) 「日本ボッチャ協会2020 - 2030年未来構想ver1（中長期重点取組事項）」を当協会ホームページにて公表しているが、「人材育成計画」も公表する予定である。 (3) ガバナンス・コンプライアンスに関しては当協会の規模や財政を鑑み、専門家のサポート体制を構築。ガバナンスコード適合のため、顧問弁護士事務所にタスクフォースチームを設置。また、2020年より役職員向けコンプライアンス研修を実施し、2021年以降も役員向けのほか、強化指定選手・スタッフ向けや審判員、クラス分け員のコンプライアンス研修の実施を予定するなどの対応を講じている。	1.日本ボッチャ協会2020 - 2030年未来構想ver1（中長期重点取組事項） 2.コンプライアンス研修実施報告書 52.人材育成計画_v1.1（10月の臨時理事会により承認見込み） 58-2,3.議事録(58-3の議事録のみ後日追完)

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 当協会の中長期計画「2020～2030年中長期重点取組事項」として、①競技力向上、②組織強化（組織体制、財務、ガバナンス等）、③普及・マーケティングの3項目を挙げ、それを基にアクションプランを策定しており、普及・マーケティングに力を入れることで、会員増加を図ることで、財政基盤のより一層の安定化を目指しており、当協会では、今般「財政健全化計画」を策定した。 (2) 「日本ボッチャ協会2020 - 2030年未来構想ver1（中長期重点取組事項）」を当協会ホームページにて公表しているが、財政健全化計画も公表する予定である。 (3) 計画策定に当たっては、役職員や協会の関係者、監事である顧問弁護士から幅広く意見を募って作成している。	1.日本ボッチャ協会2020 - 2030年未来構想ver1（中長期重点取組事項） 53..財務健全化に関する計画_v1.2（10月の臨時理事会により承認見込み） 58-2,3.議事録(58-3の議事録のみ後日追完)
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 現在、理事の総数は8人（外部7人、女性3人）であり、外部理事、女性理事の割合は、それぞれ、87.5%、37.5%である。理事の選任にあたっては、競技への理解度・外部者・女性・アスリート・有識者等の様々なを勘案して慎重に選任しているところである。 (2) 女性理事については、2025年1月に1名増員となり、合計で3名となっており、目標達成に向けて鋭意努力している。女性理事の選任については2023年度中の目標割合達成を目指していたが、困難な状況が続いている。引き続き、協定団体や大学などとも連携をし、適任者の選任に努めていく。また、役員候補者選考委員会規程において「理事候補者の選定にあたっては、選任後の理事の内訳が、外部理事が理事総数の25%以上および女性理事が理事総数の40%以上、となるように努めるものとする。」という規程を設けている（同規程第6条1項）	3.役員名簿 4.組織体制図 60.役員候補者選考委員会規程（10月の臨時理事会により承認見込み）
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 当協会は一般社団法人であるため評議員会を設置していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会は、直近では2024年4月12日に開催し、2025年10月12日にも開催予定である。なお、当協会では、アスリートの意見は、アスリート委員会の場に限らず、強化合宿や大会の折に適宜確認しており、当該意見を踏まえて協会の運営を行っている。また、現在アスリート委員と強化本部との間でアスリートと当協会との間で解決すべき課題についても協議しているところである。 (2) アスリート委員会の構成については、性別や年齢、地域（居住地域）、競技経験等のバランスに留意し、多様性の確保に努め人選を行っている。 (3) 現委員長は、元オリンピック選手であり、当協会において理事を務めている。アスリート委員会での意見は委員長を介して理事会に反映されることから、組織運営に反映させるための具体的な方策が講じられている。なお、アスリートの意見は随時確認し、当該意見を踏まえて協会の運営を行っている。	5.アスリート委員会規程 6.アスリート委員名簿 7.アスリート委員会議事録 59.アスリート委員会の開催の案内
			(1) 現在、理事は8名であり、その役割・責務を果たすために、多様な分野から知識・経験・能力を備えた人材を人選・配置しており、適正な規模であると考える。 また、理事会は定時理事会を年4回程度、その他臨時理事会を開催している。会議はweb会議で開催され、その出席率は概ね90%であって、理事会において円滑な意思疎通と意思決定がなされている。特に、web会議システムによる理事会を実施するようになってからは、さらに充実した運営が可能となり、実効性が確保されている。	7.役員名簿 4.組織図
			(1) 役員の任期及び定年に関する規程を作成しており（「役員の定年に関する規程」から名称を変更した。）、当該規程において、就任時の年齢は70歳未満とする制限を設けている。また、役員候補者の選考に関し、「役員候補者選考委員会規程」を作成している。	8.役員の任期及び定年に関する規程 60.役員候補者選考委員会規程（10月の臨時理事会により承認見込み）
			(1) 今般、上記の役員の定年に関する規程を修正し、同規程において、理事の在任期間について、原則として10年間を超えることのないよう再任回数の上限を設けた。また、これにより、上記規程の名称を「役員の任期及び定年に関する規程」に変更し、理事会の承認を得られた後、ホームページにおいて公表する予定である。 (2) 最長期間に達した者については、一部を除き（当該役員がIFの役員である場合等）再任できない規定を設けた。	8.役員の任期及び定年に関する規程 60.役員候補者選考委員会規程（10月の臨時理事会により承認見込み）
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 現在、当協会は役員候補者選考委員会を設置していないものの、理事の選任においては、候補となる者については、事務局において、理事としての資質・能力を確認し、理事との間で意見交換等を行った上で、正式に候補者として決定して社員総会に上程しており、性別や年齢構成等の観点からも理事会に多様な意見を反映できるよう努めている。 (2) 当協会では、「役員候補者選考委員会規程」を策定しており、次期役員改選の際は、当該規程に基づいて役員候補者選考委員会を設置し、当該委員会において役員候補者の選考を行う予定である。	60.役員候補者選考委員会規程 (10月の臨時理事会により承認見込み)
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 当協会、役職員及び当協会に登録している者（登録会員）が適用対象となる倫理規程を制定し、同規程第5条において法令等の遵守を明記した上で第6条にて具体的な不適切行為等の禁止を定めている。同規程第6条に違反する行為が認められた場合には、懲戒規程に基づき相当の処分をするものとしている。	9.倫理規定 10.懲戒規程（10月の臨時理事会により承認見込み） 28.就業規則（10月の臨時理事会により承認見込み）
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 当法人の運営に関して必要となる事項については、定款にその定め（社員総会の運営、理事会の運営、監事に関する事項など）があり、さらに、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。 (2) 情報公開に関しては、当協会はホームページにおいて公開すべき情報を適宜公開しているので、ホームページを参照されたい。 【各種規程】 https://www.japan-boccia.com/organization/	5..アスリート委員会規程 11.定款 12.個人番号（マイナンバー）及び個人情報保護規程 13.危機管理マニュアル（10月の臨時理事会により承認見込み） 14.危機管理マニュアル（情報漏洩） 15.文書管理規程 16.登録規程 17.公認審判員規則・公認審判員資格制度・公認審判員服装に係る規程（令和6年度一部改訂）則 18.公認クラス分け員資格に関する規程 19.クラス分け委員会規程 20.業務分掌規程 21.事務局規程 22.経理規程 23.コンプライアンス規程 41.情報公開規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備してい るか	(1) 当法人の業務に関する各種規程等を整備している。 (2) 情報公開に関しては、当協会はホームページにおいて公開すべき情報を適宜公開している ので、ホームページを参照されたい。 【各種規程】 https://www.japan-boccia.com/organization/	12.個人番号（マイナンバー）及び個人 情報保護規程 20.業務分掌規程 21.事務局規程 22.経理規程 23.文書管理規程 24.物品貸出に関する規程 25.キャラクター使用ガイドライン及 び規約 26.寄付金等取扱規程 13.危機管理マニュアル（10月の臨時 理事会により承認見込み） 14.危機管理マニュアル（情報漏洩） 41.情報公開規程 54.反社会的勢力との関係遮断に関す る規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	(1) 現在、理事及び監事は無報酬だが、その職務執行の対価として報酬を支給する場合は、定 款において社員総会の決議によると規定している。役員等の報酬に関する規程を作成したが、今 後も、当協会の実情に併せて役職員の報酬規程等を整備していく予定である。 (2) 就業規則に付随する育児・介助休業に関する規程については、労働基準法上は同規則の届 出義務を負わないものの定めている。 (3) 現在雇用している従業員とは雇用契約書を締結しており、その内容については顧問弁護士 等に相談して適法性を確保している。	11.定款 27.役員等の報酬に関する規程 28.就業規則（10月の臨時理事会 により承認見込み） 29.育児・介護休業等に関する規 程 65.雇用によらず事業に従事した 個人に対して支給する報酬・謝 金に関する規程（10月の臨時理 事会により承認見込み）
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	(1) 定款第6章において、「財産及び会計」と題して、当法人における予算の承認手続、決算承 認の手続、余剰金の不分配等について定めているほか、当協会の各種事業に関連する財産の管理 等についての規程を整備している。	11.定款 22.経理規程 24.物品貸出に関する規程 25.キャラクター使用ガイドライ ン及び規約 26.寄付金等取扱規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 財政的基盤を整えるための会員登録規程、経理規程を策定しており、規程に沿った運用を行っている。また、スポンサーシップに関しては、「Sales Sheet」を作成し、スポンサーとの間で個別に契約書を取り交わしている。	16.登録規程 22.経理規程 25.キャラクター使用ガイドライン及び規約 30.2025年度JBoAスポンサー協賛プログラム
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 選手選考については、選手選考委員会規程を設けている。なお、同規程第8条において、選手選考に関し、日本スポーツ仲裁機構への不服申立てができる旨を規定している。 (2) 選手の肖像権については、各大会ごとに、選手に説明し、スポンサー等が選手の映像等を利用すること等について同意を得ている。また、選手の肖像権の使用許諾については、スポンサー等から、スポンサー契約書、肖像権申請書等を提出させる等して個別に対応している。 (3) 主要な国内、国際大会が開かれる場合、各大会ごとに、学識経験者の関与の下、詳細な選手選考基準を策定し、これを対象選手に十分に説明しており、さらに、その内容をホームページにおいて公表した上で、適切に運用している。	5.アスリート委員会規程 31.選手選考委員会規程 55.動画使用許諾申請書 56.肖像権使用許可申請書
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 審判員に関する規程を策定し、公表及び運用している。当該規程では、技能や経験等に応じて、A級からD級まで、段階的に審判員の資格を設定し、各級ごとに参加できる大会を定めている。BISFed が認定する国際審判員の資格を有し、日本国籍を有する者は、国内の審判員活動においては、当協会の公認を得ていなくても、国内の審判員と同等の取り扱いとなっている。なお、どの大会にどの資格を有する審判員を派遣するかについての基準は現在作成中であり、年内には完成予定である。	17.公認審判員規則 32.公認審判員資格規程
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 弁護士法人と顧問契約を締結し、規程の整備や法人の運営全般に関し、適宜相談できる体制を構築している。 (2) 理事には国会議員、大学教授、会社経営者、監事には顧問弁護士法人の社員弁護士など、幅広い見識・法的知識を有している方々に役員に就任していただいております。必要に応じ、理事、監事に判断を仰ぐ体制を整えている。また、顧問弁護士等から役職員を対象にコンプライアンス研修を行っているが、役員を対象とした研修では、一般社団法人の役員が負う法的義務や、スポーツ団体において想定される不祥事例とその対応等について扱い、役員のコンプライアンス意識の向上を図っており、一定の法的知識を習得できる内容としている。	3.役員名簿 33.弁護士法人との顧問契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会細則を整備し、委員会の設置について規定している。しかしながら、現時点においても、コンプライアンス委員会の具体的な運用には至っていない。その原因は、委員の候補者が見つからない、また、委員への就任を打診しても拒絶されるためである。そこで、コンプライアンス委員会細則を一部修正した上で、当該細則に基づき、2025年10月14日にコンプライアンス委員会を開催予定である。なお、現在、コンプライアンス違反が疑われる事象が発生した場合は、代表理事、コンプライアンス担当の外部理事と顧問弁護士とが協議しながら対応し、対応内容やその対応の結果等については理事会に報告され、全理事に共有されている。加えて、コンプライアンス委員会とは別に、外部理事を委員長とし、当協会内部の者を構成員として、インテグリティの涵養を目的として「倫理委員会」を設置しており、今後は、倫理委員会において、選手や選手以外の会員を対象とした「行動規範」を策定する予定である。 (2) コンプライアンス委員会は開催されていないが、コンプライアンス規程においてコンプライアンス体制の推進やコンプライアンス違反等への対応が明記されている。また、コンプライアンス委員会細則においてコンプライアンス委員会における審議事項も明記されている。 (3) 倫理委員会の委員長は女性の予定であり、コンプライアンス委員会を設置する際には女性の委員を最低でも1名は配置する予定である。	34.コンプライアンス委員会細則（10月の臨時理事会により承認見込み） 36-1乃至7.研修会資料 61.コンプライアンス委員会の開催の案内
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員に相応しい外部の有識者の人選を進めているが、就任を依頼する場合の報酬（当協会の費用負担の限界）についての問題等があり、難航しているものの、当協会の顧問弁護士に委員長を打診し、快諾を得ている。また、2025年10月14日にコンプライアンス委員会を開催予定である（これに先立ち、当該委員会の委員として、学識経験者の理事1名、弁護士2名と当協会の事務局の計4名を選任する予定である。）。	34.コンプライアンス委員会細則（10月の臨時理事会により承認見込み） 36-1乃至7.研修会資料 61.コンプライアンス委員会の開催の案内
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) コンプライアンスについて専門知識を有する弁護士（顧問弁護士法人に属する弁護士）を講師に迎え、役職員向けの研修を実施している。 また、研修会では、一般社団法人の役員の負う法的義務や、スポーツ団体において想定される不祥事例とその対応等について扱い、役職員のコンプライアンス意識の向上を図っている。 さらに、研修会は、2021年以降、JPCインテグリティ研修（オンデマンド映像の配信）を視聴するなど、年1～2回実施している。	35.研修会開催日程表 36-1乃至7.研修会資料
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) JPC主催の選手向け及び指導者向けコンプライアンス研修の受講を必須としている。コンプライアンス研修は、年に1回以上実施しており、それだけでなく、コンプライアンス研修の動画を送付し、自己研鑽に努めるよう指導している。	35.研修会開催日程表 36-1乃至7.研修会資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) コンプライアンスについて専門知識を有する弁護士を講師とするコンプライアンス研修を年に1回以上実施している。当該研修に参加できなかった審判員については、研修会の動画を送付して自己研鑽に努めるように指導している。	35.研修会開催日程表 36-1乃至7.研修会資料
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 弁護士法人、税理士と顧問契約を結び、組織運営規定等の妥当性や会計の経理処理・税務処理について、日常的に対応・確認できる体制を整えている。 (2) 必要に応じ、当協会内で検討の上、適宜専門家のサポートを受けている。例えば、スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査のために、各原則の遵守状況についてヒアリングを受け、当協会内に存在する規程等を洗い出した上で不足している規程等の作成を依頼するなどしており、顧問弁護士法人に属する弁護士や顧問税理士から適宜助言を受けている。	3.役員名簿 4.組織図
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経理については、当協会で経理処理・データ入力を行い、定期的に顧問税理士に送付、会計原則に遵守しているか確認を受けている。また、「経費規程」を整備し、領収書等証憑に基づいて、適正に経理処理している。さらに、「契約規程」を整備し、契約規程に基づいて適正に取引を行う予定である。 (2) 当協会の事業活動に精通している顧問弁護士法人に属する弁護士に監事に就任していただき、情報共有を行い、助言等を得る体制を整えている。 (3) 当該弁護士は、業務の適法性、財務状況についても、独立した立場から監査を実施し、監査報告書を作成している。	22.経理規程 37.監事名簿 39-1.監査報告書 39-2.決算報告書 40.契約処理規程 48.税理士顧問契約書
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国庫補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。また、事業報告書ならびに決算書等については、関連省庁・団体より検査・確認を受けている。	38.助成金収支報告書等（一部） 62.助成金交付決定通知書等（一部）
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、決算報告書を作成し、当協会ホームページにて同内容を開示している。上記決算報告書を含む当協会保管の文書の閲覧等について、「情報公開規程」を整備し、閲覧請求等に対応する予定である。 【決算報告書】 https://www.japan-boccia.com/organization/	39-1.監査報告書 39-2.決算報告書 41.情報公開規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 選手選考基準については、「選手選考委員会規定」及び「強化本部規程」にて、規定しており、各大会ごとにホームページにおいて公開している（ https://www.japan-boccia.com/players/referee/ ）。派遣選手の選考については「強化本部規程」で規定しており、競技会の代表選手についての選考結果に関しては、決定日当日、あるいは遅くとも決定日から2営業日以内に当協会のホームページで公表し、周知している。なお、選考から漏れた選手等に対しては、要望に応じて選考から漏れた理由を説明している。	31.選手選考委員会規程 49.強化本部規程 63.選手選考基準（例）
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等について、毎年10月末ごろに当協会ホームページに開示をしている。 【自己説明】 https://www.japan-boccia.com/organization/	
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 当協会設立後、これまで利益相反行為に相当する事例は報告されていない。 (2) 「利益相反規程」においては、「役職員等の利益相反を適切に管理するために必要な事項」を定めており、「特に重要な契約については慎重に審議し判断する」と規定している。	42.利益相反規程
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	43.利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（１）コンプライアンス規程の第４章に基づいて通報受付窓口を設置しており、その旨を当協会ホームページにて周知している。また、当協会においては「暴力行為等相談窓口相談シート」（これを使用することでFAXによる通報を可能とするもの）が存在することについても、研修の機会を通じて周知を徹底している。 （２）内部通報規則にて、通報窓口となる者に対して「寄せられた情報を正当な理由なく開示してはならない」として守秘義務を課している（同規則第１０条第１項）。 （３）内部通報規則にて、通報窓口となる者は通報窓口に寄せられた情報を正当な理由はなく開示してはならないこととしている（同規則第１０条第１項）。また、通報内容については、原則として、運営主幹部門担当役職員及び運営主幹部門のみに限定して情報共有されることとしている（同規則第９条第６項）。 （４）内部通報規則にて、通報者に対して不利益な行為をなすことを禁じている（同規則第１３条項１項）。 （５）当協会内のみならず、当協会外（当協会と顧問契約を締結している弁護士法人の事務所）にも通報受付窓口を設けることにより、通報者が通報をしやすいよう配慮し、通報の実効性を確保している。また、研修の機会を通じて、通報が正当な行為であることの説明も行っている。	23.コンプライアンス規程 34.コンプライアンス委員会細則 44.暴力行為・不正行為等相談窓口案内 45.相談FAXシート 46.内部通報規則 47.内部通報フロー 36-3.研修会資料
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（１）通報制度の運用体制については、弁護士法人所属の顧問弁護士に相談をし、通報窓口については、当協会と弁護士法人事務所内に設置している。また、通報方法については、電話及びFAX等の容易な方法によって行うことができるようにしている。さらに、通報者の便宜を図るため、当協会のホームページ内に「暴力行為等相談窓口ご案内」と題する文書を掲示し、上記通報制度について案内している。	23.コンプライアンス規程 34.コンプライアンス委員会細則（10月の臨時理事会により承認見込み） 44.暴力行為・不正行為等相談窓口案内 45.相談FAXシート 46.内部通報規則 47.内部通報フロー 36-3.研修会資料 64.暴力行為等相談窓口相談シート

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 当協会に登録している会員及び役職員を対象とした「懲戒規程」を整備し、同規程において、懲戒の対象となる違反行為、処分の種類及び基準、懲戒委員会の設置、処分に至るまでの手続きについて定め、ホームページに公開し、周知している。 (2) 定期的にコンプライアンス研修等を実施し、周知を徹底している。また、ホームページにて公表している (https://www.japan-boccia.com/organization/)。 (3) 懲戒規程第6条第4項において、懲戒対象者に「弁明の機会」を与えることが規定されている。 (4) 懲戒規程において、懲戒処分の「処分の種類」(同規程第4条)と、懲戒処分に対する「不服申し立て」(同規程第8条)等の手続が規定されており、処分結果等については書面で交付することとしている(同規程第7条第2項)。	10.懲戒規程(10月の臨時理事会により承認見込み)
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 懲戒規程において、処分審査を行う「懲戒委員会」は、当協会の社員及び役員だけでなく、外部の学識経験者もその構成員となることが明記されており、中立性及び専門性は担保されている。	10.懲戒規程(10月の臨時理事会により承認見込み)
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 定款の第44条第2項において、当協会の行った決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行われる仲裁により解決されるものと定め、いわゆる自動応諾条項を定めており、さらに、当協会のホームページに公開されている。 (2) 当協会の役職員だけでなく、選手、指導者等の当協会に登録している全ての会員を適用対象とする懲戒規程の第8条にも、当協会の処分について日本スポーツ仲裁機構への不服申立ができる旨が規定されている。 (3) 上記各不服申し立てについて、申立期間の制限は設けていない。	10.懲戒規程(10月の臨時理事会により承認見込み) 11.定款
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 前述のとおり、ホームページにおいて公開されている定款の第44条第2項、同じくホームページにおいて公開されている懲戒規程の第8条にスポーツ仲裁の利用が可能であることが定められており、処分対象者は当該規定の内容等を自由に確認することができる。また、スポーツ仲裁の利用が可能であることや、これに関する規定を設けていることについては、今後もコンプライアンス研修等の機会を通じて積極的に周知していく。さらに、懲戒規程において、処分対象者には、処分結果だけでなく、「公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、処分の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる旨及びその申し立て期間」等を記載した書面を交付することとしている(同規程第7条2項)	10.懲戒規程(10月の臨時理事会により承認見込み)

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 当協会では、自然災害が発生した場合の対応、事故や犯罪等に巻き込まれた場合の対応のほか、海外遠征を行った際の滞在場所での対応等について、具体的な対応方法を具体的に定めることにより、危機管理体制を構築している。 (2) 上記(1)を明らかにするため、危機管理マニュアルを策定し、公表している。 (3) 危機管理マニュアル（自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症、犯罪、スポーツのインテグリティ、海外遠征等）を棄損する事態の他に、情報漏洩に関する対応に特化したマニュアルを作成し、公表している。 (4) 危機管理マニュアルにおいて、必要に応じて第三者委員会を設置する旨が規定されている。 【危機管理マニュアル】 https://www.japan-boccia.com/organization/	13.危機管理マニュアル（10月の臨時理事会により承認見込み） 14.危機管理マニュアル（情報漏洩）
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 当協会においては、過去に不祥事は発生していない。	9.倫理規程 10.懲戒規程（10月の臨時理事会により承認見込み） 14.危機管理マニュアル（情報漏洩） 23.コンプライアンス規程
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 当協会においては、審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した実績はない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 「加盟団体規程」を整備し、第4条には都道府県ポッチャ協会の権限、第10条には地域ポッチャ協会の権限を明記している。	16.会員登録規程
			(2) 「加盟団体規程」を整備し、各都道府県のポッチャ協会及び地域ポッチャ協会が当協会の指揮下になるように組織体制を整備中であり、2026年度中に確立予定である。また、都道府県ポッチャ協会が加盟団体になるためには、当協会の理事会の承認を必要としている。また、当協会が都道府県ポッチャ協会に指導や助言等を行うために、第8条において、都道府県ポッチャ協会は、当協会に対して、事業計画書や事業報告書等の提出を義務付けている。なお、各都道府県ごとに加盟団体を設立に向けて加盟団体会議にて説明を行っており、現時点では、和歌山県を除く46都道府県において設立予定である。	50.加盟団体規程
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(3) 2023年度より、年1回、地域協会の代表者を対象に加盟団体会議を開催し、コンプライアンス強化や組織運営に関する情報提供等を行い、運営体制の強化に努めている。	51.加盟団体会議資料
			(1) 当協会に登録している会員・団体に対して、ホームページや一斉メールを通じ、情報発信を行っている。また、全国をブロックに分けて各地でBチャレンジ事業を実施し、情報提供や研修会の実施することにより、加盟団体組織化に向けて地域協会と連携を図っている。さらに、2023年度より年1回、地域協会の代表者を対象に加盟団体会議を開催し、コンプライアンス強化や組織運営に関する情報提供等を行い、運営体制の強化に努めている。今後も、各地域協会へ一斉メールの送信などによる情報提供等も合わせて行っていく予定である。	16.会員登録規程 50.加盟団体規程 51.加盟団体会議資料